

一般社団法人大阪府断酒会 施行細則

第1条（綱領）

1. 一般社団法人大阪府断酒会（以下府断と称す）は、地域社会の精神保健活動と社会福祉活動の一翼を担い、各地域断酒会と連携を密にしなが、地断の育成強化を図り、自主的活動を助成するとともに、未組織地域に断酒会の設立を促進するなど、大阪府全域の断酒会活動を推進する酒害者（酒を飲むと身体的、精神的、社会的な害を自他に及ぼすので飲酒してはいけない人）（以下酒害者と称す）民主主義の団体である。
2. 断酒運動は他からの強制による禁酒や、健全飲酒まで否定する排酒とは根本的に異質のもので、酒害者同士の集団精神療法によって自らの意思で酒を断ち、社会復帰を果たそうとする運動である。酒害者民主主義すなわち酒害者による、酒害者のための団体であるから、酒害者相互が自由平等の立場を尊重し合い、独断専行を戒め合わねばならない。
3. 組織内における特定団体の運動は認めない。
4. 酒害相談や酒害者の社会復帰促進を篤志奉仕で実践することにより、精神保健と社会福祉の向上に貢献し、酒害者に対する偏見の除去と会員に対する評価の回復に努めると共に体験を通じて酒害の啓発に努めなければならない。

第2条（社員）

1. 社員（以下会員と称す）を会員と呼称することを可とする。
2. 府断に属する地断の会員は全て自動的に府断会員の資格を得る。
3. 会員は原則として居住する地域の断酒会に所属するものとする。
但し、事情により地断代表間の了解調整の上、理事会の承認を得て、これを変えることができる。
4. 入会時には所定の手続きを経て、入会金を納入する。
5. 会員は、所属する地断を通して会費を納入する。

第3条（会費）

1. 定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定める。
2. 会員は、入会金として500円を納入しなければならない。
3. 会員は、本会から入会承認の通知を受けた日から本会の指定する期日以内に入会金を納入しなければならない。
4. 会員は、会費として月額700円を納入しなければならない。
5. 会費は、毎月、本会の指定する期日以内に月会費の全額を納入しなければならない。
6. 会費は、一事業年度における総額の55%を継続事業に使用する。
7. 既納の入会金及び会費は返還しない。

第4条（賛助会員）

1. 府断の事業に賛同する者及び断酒運動に熱意ある者で断酒実行者でない者は、府断の賛助会員になることができる。
2. 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
3. 賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
4. 賛助会員は、賛助会費として年額3,000円を納入しなければならない。
5. 賛助会費は、毎月、本会の指定する期日以内に月会費の全額を納入しなければならない。

6. 賛助会費は、一事業年度における総額の55%を継続事業に使用する。
7. 既納の賛助会費は返還しない。

第5条（寄付金）

1. 寄付金は、一事業年度における総額の55%を継続事業に使用する。

第6条（地域断酒会）

1. 地域断酒会（以下地断と称す）は定款第4条（2）の支部を指し、別掲のとおり、1市（町村）に1つの地断、政令指定都市においては1区に1つの地断を置く。
2. 地断の設置は理事会の議決による。
3. 地断は必要に応じて、理事会への届出を経て地断内の支部を設けることができる。
4. 地断の名称は、その所在する地域が容易に理解できる名称とし、理事会の議決による。
5. 地断は府断の定款を逸脱しない範囲内で、規約を定めることができる。
6. 地断の代表者は理事会の承認を得る。
7. 地断の会員が減少し活動に支障が生じたときは、活動の状況を理事会で審議した上で、第6条に規定する所属断酒連合会の協力を得て活動を存続する。
8. 地断は以下の事項について府断に報告する。
 - ① 会員の異動
 - ② 役員の異動
 - ③ 例会の日時、場所の変更
 - ④ 事業予定及びその結果
 - ⑤ その他府断が必要とするもの
9. 地断は府断の事業に協力しなければならない。
10. 府断は地断の要請により、以下の支援を行う。
 - ① 地域行政、その他の団体等との折衝
 - ② 未組織地区への働きかけ
 - ③ 地域内又は地域間で万一紛争が生じた場合、当事者からの要請により、その解決、調停
 - ④ その他地断の要請により依頼された事柄

第7条（断酒連合会）

1. 別掲のとおり、複数の地断をもって断酒連合会（以下連合会と称す）を構成する。
2. 連合会の名称及び構成は理事会の議決による。
3. 連合会は、府断の指導の下に地断の活動をまとめて、理事会の決定事項を各地断に伝達徹底する。
4. 府断の定款を逸脱しない範囲内で、規約を定めることができる。
5. 理事の中から連合会代表1名を置き、役員として、別に定める運営諮問委員の他に必要に応じて運営に当たる人員を置く。
6. 連合会の代表は理事会の承認を要する。
7. 連合会は行事予定及びその結果を理事会に報告しなければならない。

第8条（役員）

1. 理事は各連合会1名以上とする。
2. 理事及び監事は満70歳を越えて選出、再任されない
3. 代表理事を会長と呼称することを可とする。

4. 業務執行理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
業務執行理事を副会長と呼称することを可とする。

第9条（運営諮問委員）

1. 15名以上23名以内の運営諮問委員を置く。
2. 運営諮問委員は各連合会1名以上とし、社員数その他を考慮して各連合会の人員を定める。
3. 運営諮問委員の任期は、定款第24条の役員の任期に準ずる。
4. 運営諮問委員は運営諮問委員会を通じて理事会に意見を述べることができる。
5. 運営諮問委員は代表理事の要請によって会議を持つことができる。

第10条（運営諮問委員会）

1. 運営諮問委員会は代表理事及び運営諮問委員をもって構成する。但し、代表理事が指名する業務理事及び事務局員は出席することができる。
2. 運営諮問委員会は、代表理事が招集する。
3. 運営諮問委員の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、代表理事は運営諮問委員会を招集しなければならない。
4. 運営諮問委員会は次の事項を審議することができる。
 - ⑥ 府断の事業に関する意見
 - ⑦ 理事会から諮問された事項
 - ⑧ その他代表理事から諮問された事項

第11条（事務局）

1. 府断の事務を処理する目的で、事務局を置く。
2. 事務局の代表は、理事の中から理事会の承認を経て、代表理事が任免する。
3. 事務局員は代表理事が任免し、理事会へ報告する。
4. 事務局代表の発議により、代表理事が事務局会議を招集する。
5. 事務局会議は代表理事、業務理事、事務局代表、事務局員、専門部代表、専門委員会代表をもって構成する。

第12条（専門部）

1. 府断の事業及び事務の円滑を図るために、別添のとおり専門部を設置する。
2. 専門部の設置及び廃止は理事会で定める。
3. 専門部の代表は理事の中から理事会の承認を経て、代表理事が任免する。
4. 専門部員は代表理事が任免し、理事会へ報告する。
5. 専門部代表の発議により、代表理事が専門部会議を招集する。
6. 専門部会議は代表理事、業務理事、事務局代表、専門部代表、専門部員をもって構成する。

第13条（専門委員会）

1. 必要に応じ、府断の事業及び事務の円滑を図るために、専門委員会を設置する（別添のとおり）。
2. 専門委員会の設置及び廃止は理事会で定める。
3. 専門委員会の代表は理事の中から理事会の承認を経て、代表理事が任免する。
4. 専門委員会委員は代表理事が任免し、理事会へ報告する。
5. 専門委員会代表の発議により、代表理事が専門委員会を招集する。

6. 専門委員会は代表理事、業務理事、事務局代表、専門委員会代表、専門委員をもって構成する。

第14条（家族会等）

1. 家族会、アルコール専門医療機関の断酒活動等を支援、協力する。

第15条（参与）

1. 参与は、府断の役員を6年以上務めた者のうちから、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。
2. 参与の任期は就任を委嘱した代表理事の任期に準ずる。
3. 参与は重要な事項について代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。但し、理事会の議決権は持たない。
4. 参与は参与会議をもつことができる。

第16条（参与会議）

1. 参与会議は参与及び代表理事、業務理事をもって構成する。
2. 参与会議は必要に応じ代表理事が招集する。
3. 参与の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、代表理事は参与会議を招集しなければならない。
4. 参与会議は次の事項を審議することができる。
 - ⑨ 府断の事業に関する意見
 - ⑩ 理事会から諮問された事項
 - ⑪ その他代表理事から諮問された事項

第17条（顧問）

1. 顧問は、アルコール関連問題に通じ、府断の事業に理解のある者のうちから、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する
2. 顧問の任期は就任を委嘱した代表理事の任期に準ずる。
3. 顧問は重要な事項について代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。但し、理事会の議決権は持たない。
4. 顧問は顧問会議を持つことができる。

第18条（顧問会議）

1. 顧問会議は顧問及び代表理事、業務理事、事務局代表をもって構成する。
2. 顧問会議は必要に応じ代表理事が招集する。
3. 顧問の3分の1以上から、会議の目的を示して請求のあったときは、代表理事は顧問会議を招集しなければならない。
4. 顧問会議は次の事項を審議することができる。
 - ① 府断の事業に関する意見
 - ② 理事会から諮問された事項
 - ③ その他代表理事から諮問された事項

第19条（表彰）

1. 断酒継続歴1年以上の会員を、1年毎に表彰する。
2. 受賞資格の基準は、該当期間において完全断酒者で、例会出席3分の2以上、及び会費を全納し

ていることとする。

3. 断酒継続日は、入会年月日または該当期間の断酒開始日またはアルコール専門医療機関退院日のいずれか最も新しい日を起算日とする。
4. 他の断酒会からの転入者は、先に所属していた断酒会の代表の証明による前項までの基準による断酒継続日数を加算する。
5. その他、地断代表の上申により、理事会で適当と認め承認した者は受賞対象者とする。

附則

1. この施行細則は、平成27年6月22日から施行する。

[地域断酒会及び断酒連合会]

第6条で規定する地域断酒会及び第7条で規定する断酒連合会は次のとおりである。

- 豊能断酒連合会 : 池田市断酒会、豊中市断酒会、箕面断酒会
北摂断酒連合会 : 茨木市断酒会、島本断酒会、吹田市断酒会、摂津市断酒会、高槻市断酒会
北河内断酒連合会 : 交野市断酒会、門真市断酒会、大東市断酒会、寝屋川市断酒会、枚方断酒会、守口市断酒会、(四條畷市断酒会)
中河内断酒連合会 : 東大阪断酒会、八尾市断酒会
南河内断酒連合会 : 大阪狭山市断酒会、河内長野市断酒会、富田林断酒会、羽曳野市断酒会、藤井寺断酒会、松原市断酒会
泉州断酒連合会 : 和泉断酒会、泉大津断酒会、泉佐野市断酒会、貝塚市断酒会、岸和田断酒会新生会、高石市断酒会、阪南新生断酒会、(泉南断酒会)
堺市断酒連合会 : 堺市鳳断酒会、堺市金岡断酒会、堺市宿院断酒会、堺市泉北断酒会、堺市東断酒会、堺市深井断酒会、堺市美原断酒会
大阪市断酒連合会 : 大阪市旭断酒会、大阪市阿倍野断酒会、大阪市生野断酒会、大阪市北断酒会、大阪市此花断酒会、大阪市城東断酒会、大阪市住之江断酒会、大阪市住吉断酒会、大阪市大正断酒会、大阪市中央断酒会、大阪市鶴見断酒会、大阪市天王寺断酒会、大阪市浪速断酒会、大阪市西断酒会、大阪市西成断酒会、大阪市西淀川断酒会、大阪市東成断酒会、大阪市東住吉断酒会、大阪市東淀川断酒会、大阪市平野断酒会、大阪市福島断酒会、大阪市港断酒会、大阪市都島断酒会、大阪市淀川断酒会

[専門部]

第12条で規定する専門部は次のとおりである。

- 経理部 : 経理処理、財務管理
研修部 : 酒害講習会、勉強会、懇談会
広報宣伝部 : 機関誌編集、会史編纂、キャンペーン活動、情報収集発信
事業部 : 大会企画運営、全国大会管掌、事業管掌
文化部 : ソフトボール、文化活動

[専門委員会]

第13条で規定する専門委員会は次のとおりである。

近畿ブロック断酒学校運営委員会	近畿ブロック断酒学校企画運営
記念大会運営委員会	記念大会企画運営
ホームページ編集委員会	ホームページ企画編集管理
50年史編集委員会	50年史企画編集
基本法作業委員会	アルコール健康障害対策基本法企画